

サブドレン・地下水ドレン浄化水 加重平均試料分析結果  
 (2021年5月分)

(1/2)

試料名称	分析機関	分析項目					
		全α (Bq/L)	全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
加重平均試料 (2021年5月分)	東京電力	< 3.2E+00	< 6.4E-01	9.0E+02	2.8E-03	< 4.9E-03	1.0E-02
	日本分析センター	< 2.2E+00	< 6.0E-01	9.2E+02	< 5.6E-03	< 5.4E-03	1.4E-02
運用目標		/	3.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.5E+03	/	1.0E+00	1.0E+00
告示濃度限度※2		/	/	6.0E+04	3.0E+01	6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン		/	/	1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：H-3(約12年), Sr-90(約29年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (< : 小なり) は, 検出限界値未満 (ND) を表す。

・ $○.○E±○$ とは,  $○.○×10^{±○}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1×10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1×10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1×10^{-1}$ で0.31と読む。

・加重平均サンプルとは, 排水前に採取した試料を, 各回の排水量に比例した割合で混合した試料を意味する。

※1 運用目標の全βについては, 10日に1回程度の分析では, 検出限界値を 1 Bq/Lに下げた実施。

※2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
 (別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では, Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

## (参考資料) サブドレン・地下水ドレン浄化水 累計排水量

(2021年5月分)

(2/2)

タンク名称	排水日	排水量 (m <sup>3</sup> )	排水日	排水量 (m <sup>3</sup> )	排水日	排水量 (m <sup>3</sup> )	累計排水量 (m <sup>3</sup> )
一時貯水タンクA (サンプルタンクA)	2021/5/14	714	2021/5/28	511	—	—	1,225
一時貯水タンクB (サンプルタンクB)	2021/5/18	630	—	—	—	—	630
一時貯水タンクC (サンプルタンクC)	2021/5/4	573	2021/5/16	681	2021/5/29	677	1,931
一時貯水タンクD (サンプルタンクD)	2021/5/5	542	2021/5/19	748	2021/5/31	774	2,064
一時貯水タンクE (サンプルタンクE)	2021/5/20	714	—	—	—	—	714
一時貯水タンクF (サンプルタンクF)	2021/5/7	623	2021/5/21	669	—	—	1,292
一時貯水タンクG (サンプルタンクG)	2021/5/8	671	2021/5/22	595	—	—	1,266
一時貯水タンクH (サンプルタンクH)	2021/5/1	638	2021/5/10	830	2021/5/23	606	2,074
一時貯水タンクJ (サンプルタンクJ)	2021/5/2	640	2021/5/11	346	2021/5/25	565	1,551
一時貯水タンクK (サンプルタンクK)	—	—	—	—	—	—	—
一時貯水タンクL (サンプルタンクL)	2021/5/13	765	2021/5/26	828	—	—	1,593

・排水実績がない場合は「—」と記す。